

大島ダイビング海面利用協定書



(目的)

大島漁業協同組合連絡協議会（以下「漁協連絡協議会」という。）と大島ダイビング連絡協議会（以下「ダイビング連絡協議会」という。）は、大島周辺海面における漁業とダイビング案内業による相互の円滑な海面利用を確保するため、『大島地区海面利用基本方針』に基づき本協定を締結する。

(対象海域)

第1条 大島周辺海面におけるダイビング対象海面は、次の海域としそれ以外の海域は禁止とする。（別紙ダイビングポイント参照）

1 ビーチダイビングポイント

- (1) 元町地区と岡田地区の境界海面（ケイカイ～乳ヶ崎）
- (2) 野増地区の玉の浜海面（王の浜）
- (3) 差木地地区のトウシキ海面（ヒロエ）
- (4) 波浮港地区の筆島海面（筆島～カキハラ船揚場）
- (5) 泉津地区の秋の浜海面（岡田・泉津地区境界線から、秋の浜防波堤東側のふぐつちよ根から真北に引いた線まで）

2 ポートダイビングポイント

ポートダイビングを行う場合は、地元漁協が斡旋する漁船を備船しなければならない。

- (1) 岡田地区（乳ヶ崎沖）
- (2) 野増地区（漁港沖・ジョウスケバイ沖）
- (3) 差木地地区（二ツ根沖・八磯沖・トウシキ沖）
- (4) 波浮港地区（カキハラ沖）
- (5) 奥山磯地区（フレマ沖・ヘイベイ小屋沖）
- (6) 泉津地区（東大島沖・健保下沖・ゴードー沖・秋の浜沖）

3 夜間ダイビングポイント（ポートでの夜間ダイビングは禁止）

- (1) 元町地区と岡田地区の境界海面（ケイカイ～乳ヶ崎）
 - 1) 野田浜（但し、タカベ刺し網業を優先とする。）
 - 2) ケイカイ（日没～日の出まで周年）
- (2) 王の浜（湾内に限る。）
- (3) 秋の浜（別紙：秋の浜ダイビング遊泳区域図参照）

ただし、秋の浜防波堤東側の区域（高石とカヒノ鼻先端を見通す線に交わる、



秋の浜防波堤先端及びふぐっちょ根から真北に延びる線の内側の区域)では、毎年10月から翌年5月15日までの期間は、旧暦の20日から10日まで、いせえび刺し網漁業の操業を優先とし、同期間中は「日没」から「日の出」まで、夜間ダイビングによる遊泳を禁止する。

(4) トウシキ (タイドプール内に限る。)

(ダイビング案内業の資格)

第2条 大島周辺海面において、ダイビング案内業を行うことが出来る者は、次の基準を満たすものとする。

- (1) ダイビング連絡協議会に登録している会員。
- (2) 島外から来島するダイビング案内業者の場合は、ダイビング連絡協議会の会員がおこなうオリエンテーションを受けた者であって、本協定の内容を遵守する者。

(ボートダイビングの備船等の斡旋)

第3条 ボートダイビングにおける使用漁船の申込みは次の方法により行うこと。

- (1) ボートダイビングを行おうとするダイビング案内業者は、「ボートダイビング備船申請書」(様式1)を最寄の漁協へ提出し、使用漁船の照会を受けるものとする。
- (2) 備船料の支払は、全額漁協へ払い込むものとし、ダイビング案内業者と船主との直接取引はしないこと。
- (3) 漁協は、ダイビング案内業者から備船にかかる漁船を指定された場合は、特段の定めがある場合を除き、その指定漁船を斡旋すること。

(法令等の遵守)

第4条 ダイビング案内業を行う者は、本協定に規定するものの他、漁業関係法令及び海事関係法令を遵守しなければならない。

(漁業への配慮)

第5条 ダイビング案内業者は、本協定に基づきダイビングを行う場合であっても漁業者の操業を妨げてはならない。

(安全管理)

第6条 ダイビング案内業者は、潜水海面でのダイバーと船舶との接触事故防止及

び航行中の船舶への注意喚起を目的に、ビーチダイビングポイントの使用にあたっては、陸上の高台に国際信号旗A旗を掲げなければならない。また、ボートダイビングを行う場合は、船上に国際信号旗A旗を掲げ、夜間ダイビングを行う場合は、白色灯2ヶを潜水エントリーポイントに設置しなければならない。

- 2 ダイバーは、すべてのダイビングにおいて、レスキューフロートを必ず携帯しなければならない。
- 3 航行中の船舶は、第1項に規程する陸上及び船上の国際信号旗A旗並びに夜間の白色灯を確認した場合は周囲に十分注意し、徐行して航行しなければならない。
- 4 ダイビング案内業者は、利用客に万一事故等が発生した場合に、利用客の住所氏名、連絡先等の必要事項がわかる名簿を各事業所に備えておかなければならない。
- 5 ダイビング連絡協議会は、会員の安全教育及び安全指導を徹底し、事故の発生防止に万全を期さなければならない。
- 6 ダイビング連絡協議会及び漁協連絡協議会は、事故発生時の緊急連絡網を作成し、ダイビング協議会会員の各事業所及び漁業協同組合事務所に掲示させなければならない。(別紙緊急連絡網参照)

(会員名簿の提出)

第7条 ダイビング連絡協議会は、傘下の会員名簿を作成し、漁協連絡協議会へ提出するものとする。また、会員名簿の記載内容に変更等があった場合は、常に最新のものを情報提供しなければならない。

(違法行為とその責任)

第8条 ダイビング連絡協議会は、会員に対しダイビング中の行為として、水産動植物の採捕禁止を周知徹底させなければならない。万一、漁業権の侵害がおこなわれ、漁業協同組合に損害を与えた場合は、行為者は無論のこと監督義務が生じる事業所もその責を負うものとする。

(改廃等)

第9条 本協定の改廃及び本協定に規定のない事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 毎年「大島地区海面利用協議会」において本協定の内容確認等を行う。

本協定の締結を証するために協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

附 則：この協定書は、平成11年3月29日から施行する。

附 則：この協定書は、平成18年3月10日から施行する。

附 則：この協定書は、平成19年3月16日から施行する。

附 則：この協定書は、平成20年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成21年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成22年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成23年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成24年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成25年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成26年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成27年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成28年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成29年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成30年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、平成31年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、令和2年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、令和3年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、令和4年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、令和5年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、令和6年3月21日から施行する。

附 則：この協定書は、令和7年3月21日から施行する。

大島漁業協同組合連絡協議会

会 長 川 村 松

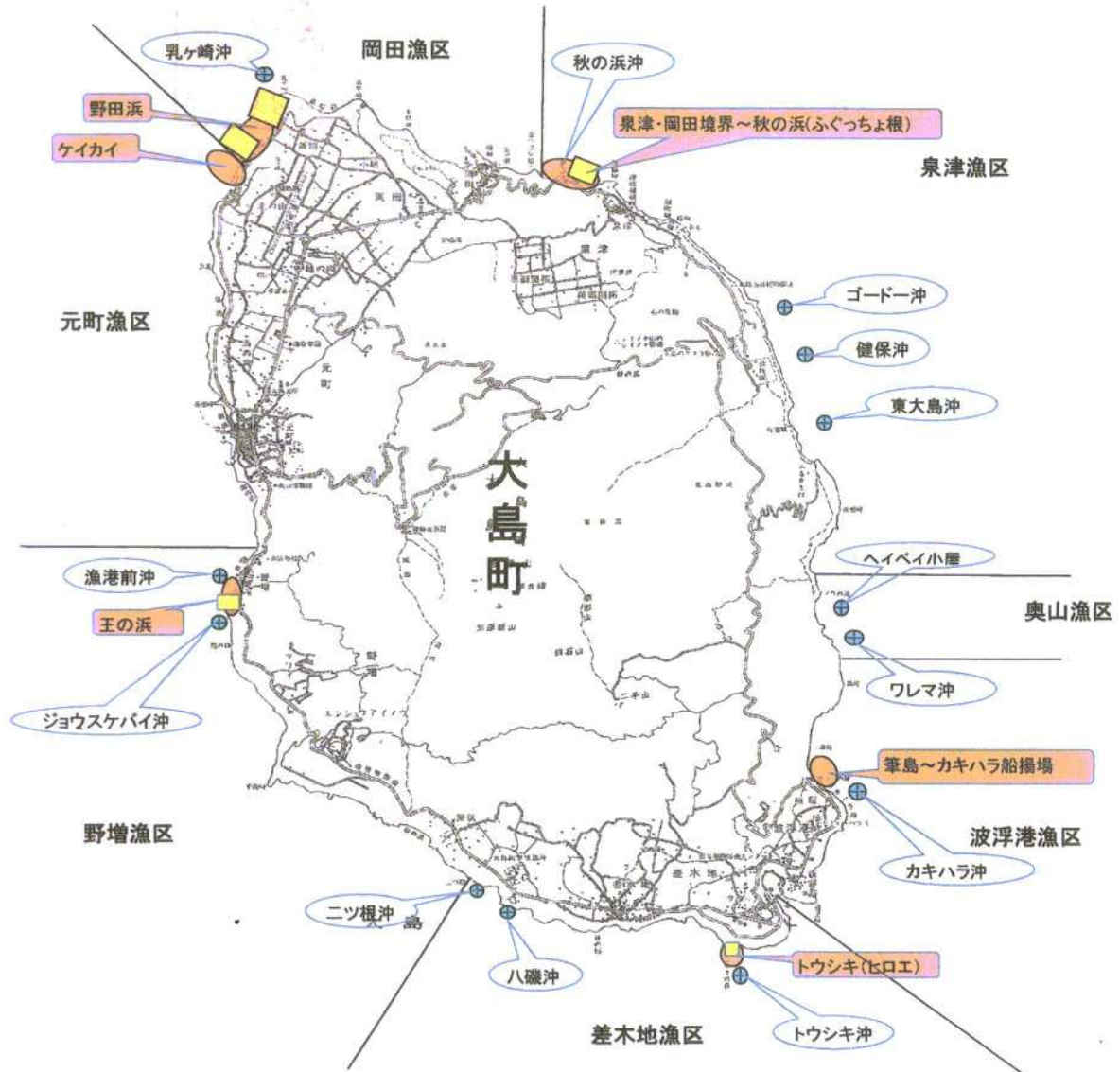


大島ダイビング連絡協議会

会 長 古 山



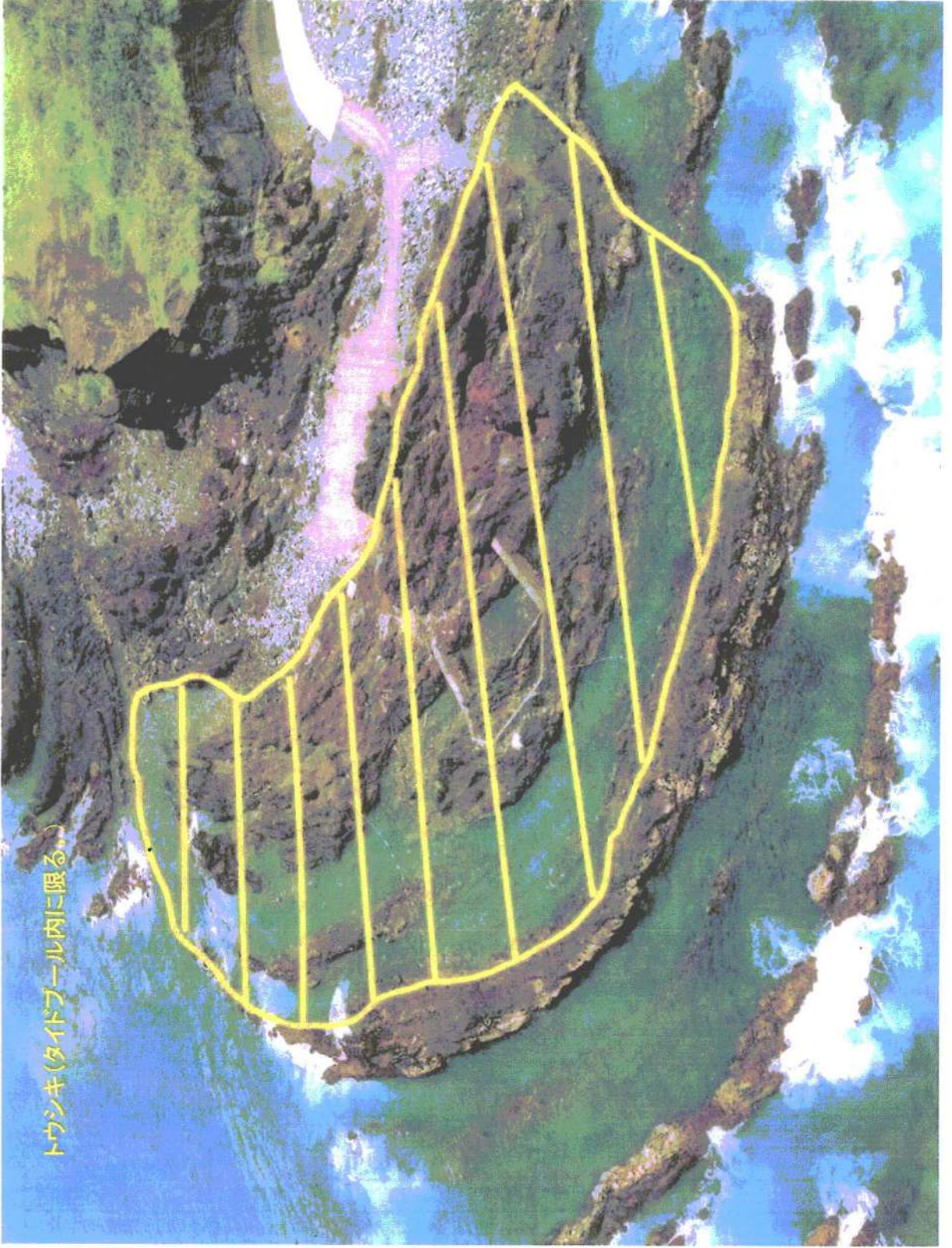
大島ダイビングポイント



漁区	○ビーチダイビング	⊕ポートダイビング	■夜間ダイビング	
岡田漁区	ケイカイ〜乳ヶ崎	乳ヶ崎沖	野田浜・ケイカイ	野田浜(タカへ刺し網優先)
元町漁区		禁止	禁止	
野増漁区	王の浜	漁港前沖・ジョウスケバイ沖	王の浜	湾内に限る
差木地漁区	トウシキ(ヒロエ)	二ツ根・八磯・トウシキ沖	トウシキ	タイドプール内に限る
波浮港漁区	筆島〜カキハラ船揚場	カキハラ沖	禁止	
差木地奥山	禁止	フレマ沖・ヘイベイ小屋沖	禁止	
泉津漁区	岡田境界〜秋の浜(ふぐつちよ根)	東大島沖・健保沖・ゴードー沖・秋の浜沖	岡田境界〜秋の浜(ふぐつちよ根)	秋の浜防波堤東側の区域では、毎年10月から翌年5月15日までの期間は、旧暦の20日から10日まで、夜間ダイビング禁止

確認日
平成19年3月8日





トウシキ(タイドプール内に限る)

事故発生
緊急連絡網

洋上の場合

陸上の場合

行方不明・海難事故等

大島警察署
(2-0110)

大島町消防本部
(2-0119)

下田海上保安部
(0558-25-0118)

ダイビング連絡協議会
会長：2-4186
副会長：4-2622

ケガ・意識不明等

協力
依頼

搜索

伊豆大島漁協：4-0007
元町漁協：2-1157

大島漁業協同組合連絡協議会
大島ダイビング連絡協議会

ボートダイビング備船申請書

伊豆大島 漁業協同組合長 殿

申請者の氏名又は名称:

住 所:

電話番号:

ボートダイビングをするにあたり、貴組合員の漁船を下記により備船したいので申請します。

1. 乗船中の責任者名(ガイド名):

住所及び緊急連絡先:

2. 備船日時

令和 年 月 日

午前 時~

午後 時~

3. 利用漁船名:

船主名:

船主連絡先:

4. 乗下船する漁港名:

5. 潜水海域名: ①

②

③

6. 乗船者(ゲスト)名簿

		氏名	年齢	性別	住 所	緊急連絡先	ダイブ回数
1	引率責任者						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

ボートダイビング備船料金表(島内統一料金)確認書

ボートダイビングで利用する地元漁船の備船料は、下表のとおりとする。

	1~4名	5名	6名	7名	8名	9名	10名	11名	12名
1ボート ダイブ		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
人数分合計	25,000	30,000	36,000	42,000	48,000	54,000	60,000	66,000	72,000
2ボート ダイブ		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
人数分合計	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000
3ボート ダイブ		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
人数分合計	60,000	75,000	90,000	105,000	120,000	135,000	150,000	165,000	180,000

☆漁協の備船幹旋手数料は10%

☆引率責任者が、ガイドとして随行する場合は上限として無料とする。

令和7年3月21日

上記のとおり相違無いことを確認する。



大島漁業協同組合連絡協議会
会長 川村 松 男



大島ダイビング連絡協議会
会長 古山 徹